

## 第11回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日(月) 午前9時30分から午前10時50分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 4階 第1委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(1名)

3番委員	鳥越	孝広
------	----	----

5. 議事日程

### 審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第4号	非農地判断について

### 報告事項

報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号	非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩塚	政治
次 長	野田	稔雄
職 員	前田	由紀子
職 員	塚本	雄二

議長            それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第11回農業委員会総会を開催いたします。

                 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員       はい。

議長            それでは、6番委員、7番委員にお願いいたします。

両委員          はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員            はい。

議長            それではそうさせていただきます。  
では、早速、議事に入ります。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長            議案第1号については、2件の申請がっております。

                 なお、2番案件は4番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与することができないため、その際には、退席をお願いいたします。それでは、1番案件の事務局説明をお願いします。

事務局          はい。(資料読み上げ)

                 1番は親子関係での贈与でございます。

                 なお、子の〇〇さんは、お住まいは〇〇と遠方ではありますが、今年1月に〇〇市で農地取得をされており、今回、親名義の農地を全て変更するため、〇〇市と大牟田市の両方に3条申請をされているところです。

                 いずれも3条調査書の各項目にも該当せず、許可基準を満たしております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長            次に地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。  
それでは7番委員から意見ををお願いします。

7番委員        きれいにミカンを整備されており、問題ないと思います。

議長            この案件は、遠方にお住まいであることが、今までにないところかと思えます。

9番委員　今回の案件は、親として子に譲りたいという心情の一点だと思います。  
そういう意味では、何らかの形が取ればと思います。

事務局　補足説明をさせていただきます。  
以前から市街化区域の農地取得では誓約書の提出をお願いしております。しかし、今回、調整区域でありましたが、3条取得後は簡単には売却等ができないことをご理解頂き、約束して頂くことから誓約書の追加提出をお願いし、提出頂いたところです。

議長　このことは、事前の議案検討会において状況説明を受けましたが、農業を続けるという意味で何らかの意思を確認するために事務局から誓約書提出をお願いしてもらい、提出頂いたところです。

継続性においてちょっと心配はあるものの、否定する要因もまたないかと思われるところだと思います。

その他ご質問はございませんか。

(発言者なし)

議長　無いようですので、採決に移ります。  
1番案件の許可に賛成の方は挙手をお願いします。  
(全委員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で1番案件は許可することに決定します。

議長　それでは2番案件に入りますので、4番委員は退席をお願いします。

- 4番委員退室 -

では、2番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局　はい。(資料読み上げ)  
また、今朝、3番委員から欠席連絡の際に、この2番案件についての意見を伺っておりますのでご報告いたします。  
受け人は、認定農業者で、基盤整備による農地集積なので問題はないとのことでした。  
以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長　はい。  
担当の3番委員からは、問題なしとの意見だそうです。事前には、質疑が事務局にあっていないようですが、何かご質問はありますか。  
(発言者なし)

議長　ご意見が無いようですので、審議を終わり採決に入りたいと思います。

2 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成で 2 番案件は許可することに決定いたします。  
それでは、4 番委員の入室をお願いします。

— 4 番委員着席 —

議長 4 番委員、2 番案件は許可することに決定しました。

4 番委員 はい。

議長 それでは次の

### 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長 議案第 2 号については、1 件の申請がっております。  
事務局からの説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。担当地区委員の意見を 4 番委員からお願いします。

4 番委員 現地を見に行きましたが、あれだけの広さの田んぼからの雨水が水路に流れ、  
それから河川へと流れていたものが、埋めたててかさ上げたうえ、河川へ排出  
するということですが、1 本の水路、そして調整池で賄えるのかと思います。

議長 水の心配があるということですね。  
農業委員会としては、設計のかれこれを判断するのはどうでしょうか。

事務局 当委員会として判断頂くのは、転用許可要件を満たしているかいないか。また、  
近隣農地への影響がないかを議論して頂くことです。

議長 雨水については、設計上 1 時間当たりかれこれと決まりがあるようですが、私  
たち素人では判断はできないと思います。その辺はどうでしたか。

事務局 今回の転用予定地の下流に白銀川調節池公園がございますが、これは、平成 2  
年水害の後できたものです。その規模算出に当たっては、管理をしている福岡県  
との協議の際、今回の転用予定地も流域内に含まれているため、調節池を作る必

要はないとのことでした。

しかしながら、最近の集中豪雨が頻繁に発生していることから、少しでも流出を留めるため、転用申請地内に調節池を設けることにしたというのが担当部署の説明でございました。

議長 この団地造成については、今までに推進委員と一緒に2回勉強会を行い、意見を交わしてきましたが、反対という意見はなかったと思いますが、この点はそれでよろしいですか。

各委員 はい。

議長 そして、水の心配があるというのが皆さんから出た意見であったと思います。地域住民に対しこのことを言わないと職責を果たしたと言えないと思われたからと私は感じております。

そういうことで、県に提出する意見書様式には、総合意見の下に許可が相当と認められる場合に付すべき条件欄がありますので、条件とは言いながらも心配することも記載してよいのではないかと思います。

過去に意見を付したことはありますか。

事務局 はい。県許可案件で1年ほど前でございます。新委員は初めてかと思いますが、駐車場に対し雨水対策が必要との意見を付しました。

そして、それら意見に対し必要かどうか考えるのは許可権者である県の判断であると捉えているところです。

ちなみに1年程前の案件は、特段の雨水対策を求められることなく許可となったところです。

議長 心配することを付して良いようですので、雨水対策が心配ということで採決を求めることになると思いますがよろしいですか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。

議案第2号の転用許可申請は、許可相当とし意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で許可相当とし、雨水対策の意見を付すことに決定いたします。

具体的な文言については、私と事務局で協議し、県へ送付させていただきます。

議長 それでは、次の

### 議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

- 議長 議案第3号については7件の申請があつております。  
なお、7番案件は5番委員に関するものですので、その際は退席をお願いいたします。では、7番を除き事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 はい。(審議状況の説明後)  
いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議長 皆さんからご意見ご質問はございませんか。  
(発言者なし)
- 議長 無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。  
1番から6番までの案件を許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
1番から6番案件までは全員賛成で許可することに決定します。
- 議長 それでは、7番案件にはいりますので、5番委員は退席をお願いします。  
—5番委員退室—
- 議長 7番案件の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 はい。(資料読み上げ)  
ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議長 それでは、皆さんからご意見ご質問はございますか。  
(発言者なし)  
無いようですので、審議を終わり採決に入ります。  
7番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございました。  
全員賛成で7番案件は許可することに決定いたします。
- 議長 5番委員の入室をお願いします。  
—5番委員の着席—  
7番は許可することに決定しましたのでお知らせします。
- 議長 では、次の

#### 議案第4号 非農地判断について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。  
それでは、議案第4号の非農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で議案第4号は非農地とすることに決定致します

議長 それでは次の報告に進みます。

#### 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので次に進みます。

#### 報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので報告第2号を終わります。  
次の

報告第3号 非農地証明について

議長 報告第3号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。  
(発言者なし)  
無いようですので、報告3号を終わります。

議長 以上をもちまして、第11回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上